

郡山市放課後児童クラブ条例の制定について

資料1
(補足資料)

1 条例の制定について

本市の放課後児童クラブは、これまで要綱（内規）に基づき運営していましたが、次の目的および効果のため、今後は条例（法規）を制定し、運営してまいりたいと考えております。

①事業の継続性に法的拘束力を持たせる。

②利用者の権利の明確化を図る。

つきましては、別紙「資料1」を御参照いただき、次に関する事項などについて、御意見をくださるようお願いいたします。

2 条例の概要について

①児童クラブを「公の施設」とすることについて

⇒新たな場所に設置または廃止する場合は議会の議決が必要

②児童クラブの入会が「処分行為」となることについて

⇒利用者の権利を明確化し、法規に基づく入会決定を行う

③利用料金の設定について

⇒受益者負担の適正化による料金改定を行う場合は議会の議決が必要

④「指定管理者制度」を導入できることについて

⇒市民サービスの向上、運営コストの抑制を図ることを目的に、民間活力を導入することを可能とする